

島根県警察「シンボルマーク」の制定について

(平成3年9月1日島総第330号県警察本部長例規通達)

この度、島根県警察のイメージアップと職員の士気高揚等を図るため、島根県警察のシンボルマークを制定することとしたので、今後の警察活動に当たり、効果的な活用に配慮されたい。

1 制定の趣旨

島根県警察のイメージアップと職員の融和、団結、士気の高揚を図り、強く、やさしく、明るい、親しまれる警察を県民にアピールするため、シンボルマークを制定したものである。

2 シンボルマーク

シンボルマークは、別図のとおりとする。

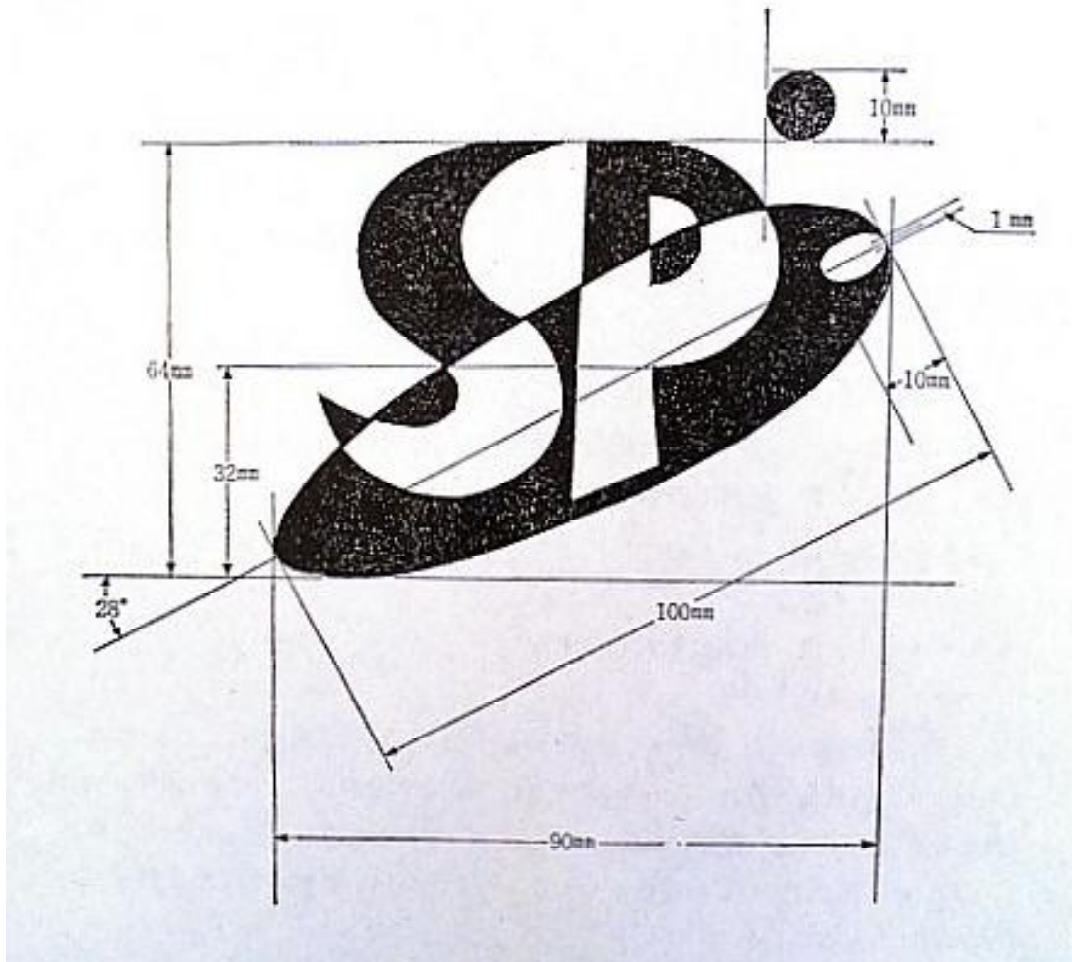
3 シンボルマークの主旨

シンボルマークは、島根県を「だ円形と小さい円」で図案化したものに、「Shimane」(島根)及び「Safety」(安全)の頭文字である「S」並びに「People」(県民)及び「Police」(警察)の頭文字である「P」を重ねてデザインしたものであり、日本一安全で治安のよい島根県をつくるため、県民と警察が固く結ばれた「県民とともにある警察」を表している。

4 シンボルマークの活用

シンボルマークは、広く県民に親しんでもらうため、島根県警察で作成する封筒等の事務用品並びに各種広報資料及び警察が主催する各種大会、展示会、交通安全運動、防犯運動等における各種広報媒体に表示して、積極的に活用するものとする。

別図



備考：有色のときは、緑色一色とし、
特色使用の場合：D I C 5 7 2
4色製版の場合：C（シアン）90% + Y（イエロー）100%とする。
なお、モノクロのときは、黒のベタ（100%）とする。